

添付法令資料 4 :

インドネシア共和国地域内への納税義務者の財産移転並びに免税範囲における
金融市場及び金融市場外における投資に対する配置に係る手続に関する
2017年10月23日付インドネシア共和国金融大臣規則 No.141/PMK.08/2017(目次)
同月24日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	財産移転 (第2条ないし第7条)
第3章	投資 (第8条ないし第10条)
第4章	金融市場における投資 (第11条)
第5章	金融市場外における投資 (第12条ないし第14条)
第6章	投資の移転 (第15条)
第7章	投資利益の引き出し及び信用保証としての投資 (第16条及び第17条)
第8章	ゲートウェイの指示、義務及び制裁
第1節	ゲートウェイの指示 (第18条)
第2節	ゲートウェイの義務 (第19条)
第3節	報告 (第20条及び第21条)
第9章	雑則 (第22条)
第10章	終則 (第23条)